

学生投票立会人を募集します！

丸亀市選挙管理委員会では、若い方々に政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をもっと身近なものに感じていただくため、期日前投票立会人を次のとおり募集します。

●主な業務内容

- ・期日前投票所の開閉の立会い
- ・投票する人が期日前投票所に入場してから投票し退場するまでの立会い

●資格

丸亀市に在住し、各選挙の選挙権を有する学生



●従事に關すること

【従事期間】 期日前投票期間中のうち、希望する日（期間）

※R7 年度以降の予定：裏面をご覧ください

【従事場所】 丸亀市期日前投票所（マルタス、綾歌・飯山市民総合センターなど。事前相談後決定）

【従事時間】 ①午前 8 時 30 分から午後 2 時 15 分まで（途中 45 分休憩あり）

②午後 2 時 15 分から午後 8 時まで（途中 45 分休憩あり）

①、②のうちどちらか、または①②連続従事も可能です

【報酬額】 6,500 円／回（①②連続の場合は 13,000 円。別途、所得税を源泉徴収します。交通費及び食事の支給はありません。）

●応募方法

登録申込書に必要事項を記入の上、学生証（本人確認ができる書類）とあわせて選挙管理委員会事務局に御持参ください。

申込書は右ホームページより
ダウンロードできます。

※受付時間：午前 9 時から午後 5 時
（土曜・日曜・祝日を除く）

★ご提出・ご連絡先

（ホームページ QR コード→）

丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市役所 4 階

丸亀市選挙管理委員会事務局

TEL : 0877-24-8825



●応募から選任までの流れ

御応募いただいた方を期日前投票立会人登録者名簿に登録します。

選挙期日が近づきましたら、登録された人に立ち会いの可否や希望日等を確認します。

希望者が多数の場合は、日程調整の上、選任した旨を御連絡いたします。

※都合により希望者全員に従事いただけないこともありますので御了承ください。



●登録期間

申込日の属する年度の翌々年度末か卒業までのどちらか短い期間。

例) 令和 7 年 12 月に申し込みをした場合は、令和 9 年度末（令和 10 年 3 月 31 日）までの登録となります（この期間に卒業しない場合）。

※選挙区分ごとの期日前投票期間の例

| 区分 | 期日前投票期間（選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までの間） |
|--------------|------------------------------------|
| 衆議院議員総選挙 | 11 日前～選挙期日の前日（11 日間） |
| 参議院議員通常選挙 | 16 日前～選挙期日の前日（16 日間） |
| 香川県知事選挙 | 16 日前～選挙期日の前日（16 日間） |
| 香川県議会議員選挙 | 8 日前～選挙期日の前日（8 日間） |
| 丸亀市長・市議会議員選挙 | 6 日前～選挙期日の前日（6 日間） |

●今後の選挙の予定

| 区分 | 選挙期日（見込み） |
|-----------|---------------|
| 香川県知事選挙 | 令和 8 年夏（8 月頃） |
| 香川県議会議員選挙 | 令和 9 年春（4 月頃） |

●その他

- ・高校生の場合は、必ず事前に各高校の規則等をご確認のうえ、従事可能な方（規則等に違反しない方）のみお申し込みください。